

平成24年度第10回 富合町合併特例区協議会会議録

日時 平成25年1月9日(水)
会場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午前10時00分
終了時間 午前11時15分

○出席委員(8名)

会長	田中榮信
副会長	小山一美
委員	米原靖雄
	野口ミナ子
	村崎博則
	改原明博
	松永隆
	内藤信博

○欠席委員 なし

○参考人

熊本市議会議員	くつき 信哉
南区長	永目 工嗣

事務局

それでは、ただ今から平成 24 年度第 10 回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 24 年度第 10 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 24 年度第 10 回富合町合併特例区協議会」の冊子、並びに「所得税・市県民税の申告相談について」のチラシ、並びに「富合地区のごみ出しルールの変更について」のチラシ、以上 4 点の資料を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

みなさん、明けましておめでとうございます。今年は寒波で寒い年明けとなりました。季節柄、健康には十分に気をつけていただきたいと思います。早速ではございますが、今年最初の協議会を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として、くつき熊本市議会議員と永目南区長にご出席をいただいております。参考人には忌憚の無いご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員についてでございます。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、内藤委員と小山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告第 1 号「所得税・市県民税の申告相談について」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

おはようございます。税務長の松本でございます。合併特例区協議会の構成員の皆様方には、本市の税務行政に日ごろからご理解とご協力を賜りありがとうございます。本日は、税務の方からご報告がございます。担当課長が、ご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

南区役所の南税務課でございます。私の方から、所得税と市県民税の申告相談についてご説明申し上げます。本年度から南税務課で南区役所の他、飽田、天明、幸田、南部、城南の各総合出張所及び出張所で説明会を開催させていただくことになっております。

まず、説明資料として緑色の説明資料をお配りしております。こちらが、3月4日から3月8日までの申告会の日程となっております。日ごとに各地区を割り当てております。こちらの紙面につきましては、各地区の嘱託員さんを通じて全戸配付を行い、その他に広報関係ですが、市政だよりの1月号と2月号、そして合併特例区協議会の広報紙1月号に記事の掲載をお願いしております。

前回からの変更点ですが、これまで農業者の方へは、事前の収支内訳書作成説明会を行っておりましたが、今回から省略をさせていただきたいと考えております。それを補完する意味で、西税務署に協力を依頼しまして、これまで2名だった申告会への税理士の同席を4名へ増員のお願いをしました。区役所1階の南税務課の窓口でも常時対応したいと考えております。内訳書作成の記入様式及び記入例を作成しまして、ご希望の方には、窓口にて配付をしたいと考えております。担当は南税務課の市民税係となりますが、職員一丸となり対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました報告第1号「所得税・市県民税の申告相談について」、何かご質問等はございませんか。

野口 ミナ子 委員

この農業所得の収支内訳書作成説明会は、昨年までに何名来られたのですか。

事務局

167名でございます

野口 ミナ子

やはり、収支内訳書の作成というのは、難しいものなのではありませんか。

事務局

説明会は、過去4回実施しましたが、その説明会の中でも、この収支内訳書作成説明会は中止する方向にあるということは申し上げておりましたので、農業者の方々にはご了解をいただいているものと思います。

改原 明博 委員

167名の方というのは、富合町の方だけですか。

事務局

はい。富合町の方だけです。

田中 榮信 議長

他に何かご質問等はございませんか。

(「ありません。」の声あり)

田中 榮信 議長

ご質問がないようですので、次に進みます。報告第2号「旧富合町域における都市計画税の課税について」につきまして事務局から報告をお願いします。

事務局

課税管理課長でございます。報告第2号「旧富合町域における都市計画税の課税について」ご説明申し上げます。資料3ページをお開きください。

ご存知のように、都市計画法の規定によりまして、市街化区域、市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きが、熊本市におきましても平成24年4月に確定したところでございます。都市計画税は、市街化区域内の土地及び家屋に課税されるものでございます。旧富合町では合併協議の中で、都市計画税についての特別な取り決めがございませんでしたので、このままですと、平成25年度から課税することとなっていたところでございます。そこで合併特例法を適用いたしまして「富合町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例」を一部改正し、合併後5年間は、都市計画税の課税を免除するもので、先の12月議会に提案を致しまして、議決をいただいたところでございます。従いまして、合併後5年間の平成21年度から平成25年度の課税が免除となり、平成26年度から都市計画税が課税されることとなりますので、どうぞよろしくお願い致します。

田中 榮信 議長

只今、事務局から説明がありました、報告第2号「旧富合町域における都市計画税の課税について」につきまして、何かご質問はありませんか。

米原 靖雄 委員

都市計画税が0.2%の税率で新たに加わるということですが、市街化区域になると固

定資産税も毎年1割程度上昇するという話を以前に聞いたのですが。

事務局

市街化区域内の農地につきましては、評価額が宅地並みの評価となり、固定資産税が高くなります。しかし、負担調整の制度がございまして、市街化区域内の農地の評価額は、前年度比で10%程度の増加にとどめ、その上限を宅地並みの評価をした場合の評価額の3分の1としています。

改原 明博 委員

市街化区域には、事業所税も賦課されるはずですが、事業所税の取扱いはどうなっていますか。

事務局

事業所税につきましても、合併特例法の適用をし、都市計画税の取扱いと同様に、平成26年度からの課税となっております。

田中 榮信 議長

何かご質問はありませんか。

(「はい。」の声あり)

田中 榮信 議長

他に質問がないようですので、次に進みます。

田中 榮信 議長

それでは、報告第3号「富合地区のごみ出しルールの変更」につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局

廃棄物計画課でございます。報告第3号「富合地区のごみ出しルールの変更について」の主な内容をご説明申し上げます。

現状は、合併前の旧町のごみ出しルールに基づいており、有料ごみ袋やごみ出しなどに係る住民負担、ごみ収集に対する行政サービスが異なる状況にあり、そのようなことから、公平な負担のもと、ごみの収集回数など一律の行政サービスを行う必要があると考えております。

資料2ページは、旧熊本市と富合地区での家庭ごみの分別、収集頻度の比較になりま

す。旧熊本市の制度は、富合地区と比べても遜色のないごみのリサイクルや資源化に取り組んでおり、埋立ごみや資源物の収集回数は多くなっております。収集方法につきまして旧熊本市は、大型ごみ以外のごみはステーション収集となっております。

次に、資料 3 ページ、ごみ出しルール変更の考え方でございますが、現在、富合・城南地区のごみ処理は、宇城広域連合の施設で行われていますが、宇城広域連合への加入期間は平成 26 年 3 月 31 日までであること、また、南区の中でごみ出しに係る住民負担、およびごみ収集に対する行政サービスが異なっていることを踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日から、富合・城南地区のごみ出しルールは、旧熊本市のルールへ移行するものとします。

資料 4 ページにごみ出しルール変更の全体的な枠組みについて記載しております。現在、富合地区では、燃えるごみ・粗大ごみ・資源物・燃えないごみの 4 つに区分されておりますが、今後は、これに紙・プラスチック製容器・ペットボトルが加わりますので、7 つの種類に区分していただくこととなります。また、紙とプラスチック製容器については、週 1 回、資源物とペットボトルについては月 2 回の収集となりますので、ごみ出しの利便性は高まるものと思っております。

資料 5 ページからは、ごみ減量・リサイクル活動の支援について記載しております。まず、1 点目に再生資源集団回収への助成についてでございます。資源の有効利用推進し、集団回収を通して地域コミュニティの形成を促すことを目的とし、回収量および実施回数に応じた助成金を交付するものです。助成金だけでなく、集めた資源物を業者に渡した時の収益も、その実施団体の収益となります。2 点目は、ごみステーション管理支援の助成制度でございます。ごみステーションを管理している町内自治会等に対し、美化清掃や排出指導、また維持管理に必要な経費を助成いたします。助成額は、世帯数に応じた額か、予算支出額のいずれか低い額を上限とし、毎年助成を行っております。なお、「燃やすごみ」や「資源物」等のごみステーションは、今後、町内自治会等で決めて頂こうと思っております。

資料 8 ページからは、ごみの分別区分ごとにご説明します。まず、「燃やすごみ」でございます。名称は、現行の「燃えるごみ」から「燃やすごみ」へと変更になります。収集回数については、これまでと同じ週 2 回です。場所につきましては、これまでの「燃えるごみ」を出されている場所を想定しておりますが、今回のルール変更を機に見直しをされる場所もあるかもしれませんので、最終的には、自治会等に判断していただきたいと思っております。次に指定袋についてですが、旧熊本市の指定袋へ変更されることとなります。ただし、指定袋の使用については、移行期間を設けており、平成 26 年 2 月から 7 月までの 6 ヶ月間は、富合町の指定袋と旧熊本市の指定袋の両方が使用できます。

次に、資料 10 ページをご覧ください。「大型ごみ」についてでございます。まず名称ですが、これまでの「粗大ごみ」から「大型ごみ」へ変更になります。収集回数は、月

1 回から、事前の申込みを受けて、随時収集する方法へと変更になります。ごみ出しの場所ですが、自宅前、又は自宅近辺に変更となり個別に収集をします。これまでの宇城広域連合の1枚100円の粗大ごみステッカーから、今後は、大型ごみの大きさに応じて、500円または900円の大型ごみ処理シールを貼っていただくことになります。大型ごみの出し方について具体的な流れをご説明します。大型ごみの対象は、埋立ごみ指定袋の大袋45リットル相当の袋に入らない大きさのものとなります。まずは、市のごみゼロコールに電話していただき、住所・氏名・電話番号・出されるごみの品目を伝えて、事前申込みを行っていただきます。その事前申込みの中で、収集場所を打合せし、収集日と手数料、受付番号等をお知らせします。その後、指定のコンビニエンスストア等で、大型ごみ処理シールを購入していただき、その処理シールに事前申込みを際の受付番号を記入し、打ち合わせた場所に出していただきます。大型ごみに出し方について、今説明しました他に、いくつか注意点を申し上げますと、重さ60kg以上のものや長さが2.5mを超えるものは収集不可となっています。また、申込みから収集までに1週間程度かかることもございます。1回に申し込める大型ごみは5点までとされており、事業所からの大型ごみは収集不可となっております。その他、大型ごみの収集についてご不明な点がございましたら、市のごみゼロコールにお電話ください。

続きまして、資料13ページの「資源物」についてでございます。まず、収集回数が月1回からつき2回へと変更になります。資源物の品目は、なべ類、空きびん・空き缶、古着類、自転車、乾電池となっております。自転車以外の資源物については、種類ごとに透明ごみ袋に入れて出していただきますが、空きびん・空き缶については、同じ袋に入れていても回収します。ごみ出しの場所が、これまでの公民館等からごみステーションへと変更になります。資源物のごみ出しについての注意点ですが、びん・缶のフタは、必ず外していただくこと、びん・缶は中をすすいで、出していただくこと、ガス缶・スプレー缶は使い切り、穴を開けて出していただくこと、そして、できる限り集団回収のご利用をお願いしたいと考えております。

次に資料15ページ「プラスチック製容器包装」でございます。ごみリサイクルを推進するために、熊本市では平成22年10月からこの分別に取り組んでおります。カップ麺やプリン、ヨーグルトのカップ類、パンやお菓子の袋類、シャンプーやリンスのプラスチック製のボトル類、たまごや豆腐のパック・トレイ類、発泡スチロールなどの緩衝材、ペットボトルなどの容器のふたやラベルが対象となります。週1回収集日にごみステーションに出していただくことになります。それでは、分別の注意点を3点申し上げます。まず、汚れているものはリサイクルできませんので、燃やすごみの日に出していただくことになります。2点目、プラスチック製のものであっても「プラ」マークがついていないものは、燃やすごみの日に出していただくことになります。3点目、選別の妨げになりますので、二重袋にならないよう、直接、透明ごみ袋に入れていただくようお願いいたします。

続きまして、資料 17 ページ「紙」でございます。収集がこれまでの月 1 回から週 1 回へ変更となります。また品目は、新聞紙・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌や包装紙などのその他の紙が対象となりますので、名刺サイズより大きいサイズの紙は、この日に出していただきます。こちらごみ出しの場所は、ごみステーションに変わります。

次に資料 18 ページ「ペットボトル」でございます。変更内容としては、収集回数が月 1 回から月 2 回に変更となること、透明のごみ袋に入れて、ごみステーションに出していただくことが主な内容になります。

資料 19 ページ「埋立ごみ」についてでございます。収集回数はつき 1 回から月 2 回へ変更となります。品目は、ガラス類、せともの類、小型家電製品類、その他として金属製のふたやライターが対象となり、埋立ごみ袋に入るサイズのものということになります。袋に入らないものの例外といたしまして、傘やゴルフクラブといったものは、長さが 1m 以内のものであれば、埋立ごみ袋の小袋を 1 枚巻きつけると、埋立ごみとして出せるように取り扱っております。埋立ごみを出す際の注意点でございますが、ライターは必ず使い切ったものを出されること、割れ物やカミソリ、包丁などの危険な物は、丈夫な紙などに包んで「危険」と表示していただくこと、なべ類、スプレー缶は「資源物」の日に出すことを注意していただきたいと思っております。埋立ごみの指定袋についても、旧熊本市の袋に変更となります。45 リットルの大袋のほか、中・小の 3 種類となります。

資料 21 ページです。市が収集しないごみについてご説明いたします。自動車やバイクのタイヤ、バッテリー、ガスボンベなどの排出禁止物、引越しや大掃除に伴う一時多量ごみ、事業活動から出る事業所ごみ、リサイクル法の対象となっている家電やパソコン、これらのように市が収集しないごみもございますので、ご不明な点がありましたら確認のうえ、ごみを出していただきたいと思っております。

最後に、ある地区の 3 月のごみ出しカレンダーを載せております。ご覧になられるとお分かりと思いますが、毎日のように何かしらのごみの収集が行われております。今後、富合地区につきましてもこのようなごみ出しカレンダーを作成いたしますので、ごみの分別等にご協力申し上げます。説明は以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま説明がありました報告第 3 号「富合地区のごみ出しルールの変更について」につきまして何か質問はありませんか。

松永 隆 委員

ごみ出しのルールが熊本市の制度に移行した時に、ごみ出し方についての説明会やごみ出しカレンダーの作成はされるということでしたけれども、やはりルールを理解できずに、分別がされていないごみが出てくると思われれます。そういったときに、ごみス

テーションの場所で指導をするのは、誰が行うことになるのか、また、資源物の集団回収は今後どのように行ったらよいかを説明してください。

事務局

まず、説明会のスケジュールですが、4月以降から全地区を地区ごとに1年間かけてご説明に伺う予定にしております。次に行政の関わりについてですが、熊本市でゴミ袋の有料化を始めた際には、市職員がゴミステーションに立ち、ゴミ出しについてのご案内をさせていただいた経緯もございますので、そういったことを参考にしながら富合地区でも行っていこうと考えております。最後に、集団回収についてでございますが、こちらにつきましては、地域の中で検討していただきたいと思っております。

松永 隆 委員

集団回収は、タイミングを逃すと家の中に、ゴミが溜まってしまふ懸念があるので、地域が出来る集団回収の頻度とゴミの量との兼ね合いが難しいと感じるのですが。

事務局

現在、資源物の収集は、月1回で行われていますので、それを目安とするとよいのでは、と思っております。地域での集団回収をこれまでと同じように行うことで、今後、地域には、業者に資源物を売った収益の他、市から資源物の回収量と実施回数に応じた補助金が入ることになります。

松永 隆 委員

分かりました。

事務局

南区まちづくり推進課です。地域への説明会の実施についてですが、廃棄物計画課とともに、南区役所のまちづくり推進課も担当課でございまして、廃棄物計画課と一体となり事業を進めていこうと考えております。

資源物につきましては、現在、各地区の公民館等で集団回収が行われておりますが、市の制度に移行しますと、資源物はおみステーションに出せるようになりますので、説明会の中で、集団回収についても新しいおみ出しルールと併せて説明していきたいと思っております。

野口 ミナ子 委員

おみ出しルールとは直接関係がないかもしれませんが、現在、新しい住宅が多く建ち、転入して来られる方が多くあります。転入の手続きをされた際には、市のおみ出しカレ

ンダーの配付があり、ごみ出しについての説明があるということですが、地域の中で別に定めているルール、例えば、どこのごみステーションを使用するかを登録しておくといったような地域のごみ出しルールまでは、転入者の方に伝えられていません。また、地域の区長にも転入者の情報が入ってこないために、それらのルールについて転入者の方に説明する機会すらない状況で、区長さんはそういったところの把握に苦勞されている現状があることを行政側は知っていて欲しいと思います。

それから、有料ごみ袋についてですが、移行期間後に残っている富合町のごみ袋は、どのように取り扱われますか。

移行期間終了後は、熊本市の有料ごみ袋として使用することができませんので、移行期間中に使い切ってしまうようお願いしたいと思います。それでもなお残っている未使用の富合町のごみ袋がございましたら、プラスチックごみ等の資源ごみを出す際の透明ごみ袋の代わりに使用することは可能です。

田中 榮信 議長

只今、事務局から説明がありました「報告第3号 富合地区のごみ出しルールの変更」につきまして、何かご質問はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

田中 榮信 議長

質疑がないようですので、次に進みます。

「その他」に入ります。事務局の方から、何かありますか。

事務局

次回協議会の開催について、でございます。協議会の開催は原則第2水曜日と確認されておりますので、2月13日(水)午前10時からということで、協議会定例会の開催をお願いしたいと思います。なお、資料の最後に1ヶ月間の行事予定表を付けておりますので、ご確認ください。

田中 榮信 議長

回りの定例会は2月13日(水)午前10時からということで、みなさんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

他には何かございませんか。

松永 隆 委員

地域振興部会からの要望ですが、平成 26 年度の都市計画の線引きの見直しについて、その計画や進捗状況の説明をお願いしたいと思います。私たちの特例区期間は平成 25 年 10 月までとなりますので、8 月ごろまでに説明会や勉強会という形で話を聞きたいと思っております。この件につきまして、都市計画課へ連絡をお願いします。

事務局

分かりました。

田中 榮信 議長

他には何かございませんか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

他には何かございませんか。他にないようでしたらこれで協議会を終了してもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成 24 年度第 10 回富合町合併特例区協議会定例会を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 25 年 2 月 13 日

署名委員 内藤 信博

署名委員 小山 一美